

ボランティア団体等活動運営費新規助成を検討される団体へ

1. 募集期間：令和5年12月1日（金）～12月22日（金）
2. 対象団体
 - （1）申請にあたり、社会福祉協議会での団体ボランティアに登録を行うこと。
 - （2）団体の規約等を設けていること。
 - （3）構成員がおおむね5人以上であること。
 - （4）南足柄市内に活動拠点を有し、公共性かつ社会性があり、政治的、宗教的及び営利的な目的がないこと。
 - （5）南足柄市内で継続して1年以上、地域福祉・ボランティア活動をおこなっていること、又は今後継続した活動が見込まれること。
3. 対象となる事業
 - （1）ボランティア資質向上のための研修事業
 - （2）イベントや催事等の啓発事業
 - （3）高齢者、障害者、児童等の社会参加及び自立支援に関するボランティア事業
（但し、配食・サロン・音訳・点訳等の活動で実施活動が年間10回以上あること）※他の助成制度の対象となる事業や営利を目的とする事業は対象外
※単なる旅行や食事を目的とする活動は対象外
4. 対象となる経費
消耗品費、備品購入費、給食材料費、保険料、賃借料、車両費、諸謝金、旅費交通費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、研修費、活動場所等の光熱水費、その他会長が必要と認めた経費
※団体の経常的な運営に関する経費は除く
5. 対象事業（経費）の実施期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
6. 助成金額
対象経費総額の100分の90以内の額（5万円程度を上限とする）
但し、ボランティア活動に必要な備品購入費については、100分の90以内の額（2万円程度を上限とする）
※100円未満は切り捨て

（裏面へ）

7. 申請時提出書類

新規助成を希望する場合は、申請前に団体ボランティア登録が必要です。本会ボランティアセンターへ提出書類一式を持参してください。

<提出書類一覧>

- (1) 団体規約
- (2) 会員名簿
- (3) 団体ボランティア登録票

※(1)と(2)は団体の様式で結構です。

※(3)は南足柄市社会福祉協議会のホームページから様式をダウンロードまたは、ボランティアセンターにて様式を受け取り、ご記入ください。

団体ボランティア登録後、助成申請書類一式を本会ボランティアセンターへ持参してください。

<提出書類一覧>

- (1) 令和4年度事業報告書及び決算書 または、それに準ずる書類
- (2) 令和5年度事業計画書及び予算書 または、それに準ずる書類
- (3) 令和6年度事業計画書及び予算書
- (4) 次年度助成費申請書を記入

※(1)～(3)は各団体の様式で結構です。

※申請される団体には、申請(提出)書類一式を郵送または E-mail でお送りしますので、本会事務局までお問い合わせください。

※申請(提出)書類一式のデータ(Word)を希望される場合も、同様にお問い合わせください。

8. スケジュール

令和5年10月2日(月)	助成費の相談
～11月30日(木)	
令和5年12月1日(金)	応募受付期間
～12月22日(金)	※申請書提出の際に聞き取り面談を行います。
令和6年1月	審査期間
令和6年1月末	助成費交付決定通知送付
令和6年6月	助成費交付

※助成金の交付を受けた場合、年度末に事業報告書及び決裁書の提出をしていただきます。

※次年度も交付を希望する場合は、翌年12月に次年度計画書及び予算書を提出していただき、年度末には事業報告書及び決裁書の提出をしていただきます。